

令和3年度

学校いじめ防止基本方針

熊本県立菊池高等学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

- ・子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。
- ・学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、生徒の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。
- ・定期的なアンケート調査や担任による面談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制整備が必要である。

(3) いじめへの対処

- ・いじめが認知された場合は、いじめをうけた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ・教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携

- ・社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭・地域との連携した対策の推進が必要である。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ・平素から、学校と警察・児童相談所等の関係機関の担当者との連絡会議の開催等、情報共有体制を構築することが必要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる行為を含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。具体的ないじめの事例は、以下のようなことが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句をいわれること。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされること。
- ・叩かれたり、蹴られたりすること。

- ・金品をたかられること。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりすること。

3 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

校長、教頭、外部専門家、情報集約担当者、教育相談係、保健主事（環境保健部長）、人権教育主任、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任等

(2) 組織の役割

- ・すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ・いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ・学校・家庭・地域の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指す。

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）

各学期ごとに検証を行い、次の学期の指導に生かしている。年度末には、生徒支援委員会のメンバーで年間の検証を行う。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

①各学年の学年会（毎週1回）

生徒の状況について情報交換をし、対応等の話し合いを実施している。

②職員研修（5月、11月、2月、3月）

年度当初に特別支援該当生徒・生活面で気になる生徒について周知し、全職員が把握できるようにしている。また、生徒理解が深まるような職員研修を行い、職員全体のスキルアップを図る。教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを誘発・助長することがないように体罰禁止を含めた不祥事防止についての研修を実施する。年度末には年間反省をし、次年度への提言について話し合っている。

③生徒支援委員会（毎週1回）

支援該当生徒・不登校傾向の生徒等、気になる生徒についての情報交換をし、学校全体でどのように対応していくかについて話し合う。必要に応じて臨時に会議をもち話し合いを積極的に行う。

④いじめ防止対策委員会の会議（原則 学期1回）

学校関係者と外部専門家を交えて会議を行う。

学校の現状や地域での様子について情報を共有し、専門的立場から助言等を頂き、今後の対応に活かす。

(3) いじめ未然防止の取組と実施時期

- ①人権教育1・2年生：5回実施、3年生：4回実施
- ②体験活動育有会林体験学習1年生：11月
インターンシップ2年生：7月
大学訪問2年生：7月
- ③情報モラル教育
講演会（携帯安全教室）：4月
- ④生徒会活動
体育の部：5月
文化の部：10月
- ⑤ボランティア活動：7月、10月、12月、2月（年4回）
- ⑥授業アンケート（分かる授業の実践）：7月
- ⑦人権標語の作成：6月
- ⑧ソーシャルスキルトレーニング（ストレス対処教育）：全学年（11月）

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

①日々の観察、保護者や地域との連携（毎日）

教職員が生徒と過ごす機会を積極的に設けて行動を観察する時間を増やす。特に休み時間や放課後等、生徒の会話や行動に気を配る。ささいな兆候であっても見逃さず、気になる言動が見られたら、他職員と情報交換をする、教育相談を行う等、適切に対応する。

いじめは大人の目の届かないところで起こりやすく、見落としてしまいがちである。地域や保護者の協力を仰ぎ、なるべく多くの大人の目で見守る体制を整えておく。家庭では「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」も活用し、些細なことでも良いのでいじめの兆候が見られたらすぐに学校に相談するよう保護者に周知する。学校と地域、家庭とで情報共有できるよう、日頃からお互いに連携しやすい関係を作っておく。

②教育相談（4月、9月、1月）

個人面談旬間を設定し、担任による個人面談を定期的実施する。また、普段の学校生活で生徒への声かけを積極的に行う等、気軽に相談できる環境作りを日頃から心がける。いつでも相談できるということを生徒にも周知し、相談があったら常に対応できる体制を整えておく。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなげる。教育相談で得た生徒の個人情報については、内容に応じてその取り扱いをいじめ対策会議等で協議の上、公開や利用の範囲を定める。

③校内研修（11月）

教職員一人一人がいじめに気付く力を高め、いじめに対して共通認識を持つ

て対応出来るように校内研修を行う。年に1回は必ず行い、必要に応じて研修の機会を増やす。人権意識が高まる内容にし、事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容も取り入れ充実したものにする。教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実にも努める。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等についてはこれを見逃さない教職員の育成に努める。

④アンケート調査の実施（各学期毎）

「心のアンケート」等を活用し、定期的にアンケート調査を実施する。いじめられている生徒にとっては、その場で記入しにくいことも考えられるので、無記名や持ち帰りをするなど必要に応じて配慮して実施する。アンケート結果は生徒の実態を把握する手立てとして活用し、必要に応じていじめ対策会議を開き今後の対応等を話し合う。

⑤相談窓口の周知（4月）

「熊本県子どもいじめ電話相談」や県立教育センターにおける教育相談等、いじめに関する悩みを相談できる窓口を周知しておく。教室等にポスターやチラシを掲示したり、保護者に対しても機会をみて周知する。学校に相談しにくい場合は外部の相談窓口も利用できることを積極的に伝える。

5 いじめに対する措置

○発見されたいじめ事案への対応

・学校におけるいじめ防止対策委員会の設置と実働

いじめに対しては学校が組織的に対応することが必要であり、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じ心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察経験者等、外部専門家の参加を得て対応することにより、より実効的ないじめの問題解決に資するとの認識に立つこと。本校の場合、既存の組織「いじめ防止対策委員会」を活用。以下の役割を担う。

・いじめの相談、通報の窓口としての役割。

・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報収集と記録、共有を行う役割。

・いじめ疑いの情報→緊急会議開催、情報共有、該当生徒の事実関係聴取、指導支援体制・方針決定、保護者との連携等を組織的に実施する役割。

①被害者への対応

心情に配慮し、受容と傾聴の姿勢で丁寧に聴き取りを行い、記録をとる。

カウンセリングで傷ついた心をケアし、行為が止んだ後、3ヶ月を目安とし

てサポートを行う。心身の苦痛を感じていたり、被害の重大性がある場合は、長期間の注意期間を設定する。

②加害者への対応

当該生徒の人格の成長を旨として、悩みや課題を理解する教育的配慮の下、公平な立場で聴き取りを行う。毅然とした態度で指導し、記録をとる。

③集団への対応

アンケートの実施等で状況の正しい把握、周辺生徒の聴き取り。ケースによって学年集会での啓発、クラスでの指導。

6 重大事態への対処

①重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について・・・以下の状況に着目して判断する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間、欠席を余儀なくされている場合

上記「相当の期間」とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席するような場合、学校の判断で迅速に調査する。また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたる。

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

学校は重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告するとともに、調査組織を設置し、県教育委員会の指導のもと、速やかに調査等の措置を講じる。

ウ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は学校に置かれているいじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家（第3者）を加える。

この調査組織による調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

(ア) 調査を行うための組織・・・必要に応じ第3者を加え、公平性・中立性を確保する。

- (イ) 聞き取りが可能な場合・・・当該本人から十分な聞き取りを行う。
- (ウ) 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリング調査を行う。
- (エ) 特定情報等に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析を行う。
- (オ) 保護者や当該生徒に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対処したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

(ア) いじめられた生徒から聞き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケートやヒアリング調査が考えられる。この時、当該生徒や情報提供者を守ることを最優先とした調査を実施し、調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。

いじめられた生徒に対しては事情や心情を聴取し、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(イ) いじめられた生徒から聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては在籍生徒や教職員に対するアンケートやヒアリング調査を行う。

なお自殺という事態が起こった場合、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施し、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

オ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、設置者との連携を緊密にとる。また、重大事態が発生した場合、学校全体や保護者、地域全体へ動揺が広がり事実に基づかない風評が広がることもある。こうした問題を防ぐために正しく一貫した情報発信や個人のプライバシーへの十分な配慮を行う。